

新春対談

令和の産業クラスターで地域を元気に

さ さ き けいすけ
佐々木 啓介経済産業省 大臣官房総括審議官
(併任) 首席地方創生担当政策統括調整官ひら い としふみ
平井 敏文

一般財団法人 日本立地センター 理事長

ここ数年の国内投資意欲の高まりにより産業用地需給は依然として逼迫しています。その背景には経済安全保障やサプライチェーンリスクに対する認識の高まりがあります。政府は地域の投資を呼び込むため、成長分野の産業クラスターの形成や法改正に取り組むこととしております。

地域に投資を呼び込み、地域を元気にするための経済産業政策をテーマに、首席地方創生担当政策統括調整官を併任する佐々木啓介大臣官房総括審議官と平井敏文理事長が対談しました。



(左) 日本立地センター・平井理事長 (右) 経済産業省・佐々木大臣官房総括審議官

国内への投資意欲の高まり

平井：サプライチェーンの脆弱性、地政学リスク及び経済安全保障の観点から、企業には国内生産拠点強化の動きがみられます。

以前、本誌でインタビューした企業は、アジアや欧州市場を視野に置き、国内工場をマザー工場化する戦略をとっているとのこと。また、北海道、熊本や東広島など、半導体関連企業の投資により活況を呈している地域が多く、各地域でも企業誘致を強化していると認識しております。経済産業省はどのように捉えておられますか。

佐々木：国内投資は2010年代以降、新型コロナを除いて継続的に拡大傾向にあります。「コスト

カット型の経済」から「高付加価値創出型の経済」への移行を通じ、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を目指すため、積極的な国内投資の拡大が極めて重要であることから、官民投資目標として、2030年度に135兆円、2040年度に200兆円を目標と設定しています。

そうした中、半導体はもちろん、データセンターなどの立地により、地域に高い付加価値をもたらしている事例がでてきており、地域の特性を活かした企業誘致を進めたいというご相談を多くいただいています。経済産業省では、令和7年度の税制改正において、地域未来投資促進法の基本計画の中で指定した「特に成長・発展に資する業種」

に対し、新たな措置を講じたところです。それぞれの地域において、強みを分析、理解し、企業誘致を行っていくことが大切であると考えています。

また、各自治体に産業用地の確保について企業からの相談が多く届いている中で、自治体では既存の産業用地が不足していることから、産業集積を図るための企業誘致にあたっては、まとまった産業用地が必要となってきます。既存の工業団地はほぼ埋まってきているため、これまでは立地の候補としてやや難しかった地域にまで立地が広がっている印象です。よってこれまでに産業集積がない自治体においても企業誘致を進める好機といえます。

すでに直近5年以内に産業用地の確保を見込む自治体は280地域あり、各地で産業用地の確保に向けた動きが出始めている一方で、まとまった土地を確保するためには、農地や市街化調整区域などの規制がある土地についても活用を検討していく必要性が出てきています。

経済産業省では既に地域未来投資促進法の中で、こうした土地の規制に対する配慮規定を設けてきており、これまでに約80件と一定活用が進んでいますが、企業の投資スピードに合わせるためには、こうした土地においてもレディメイド型で産業用地を準備できるスキームを作っていくことも重要であると認識しています。

高市総理の所信表明演説でもあった「大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる」こと

が重要であり、産業用地の確保と、それを支える工業用水等のインフラ、さらには機械等の設備投資に対する支援の拡充が必要と認識しており、現在関係法令の改正を含めて検討しているところです。

国際情勢を反映した産業政策の必要性

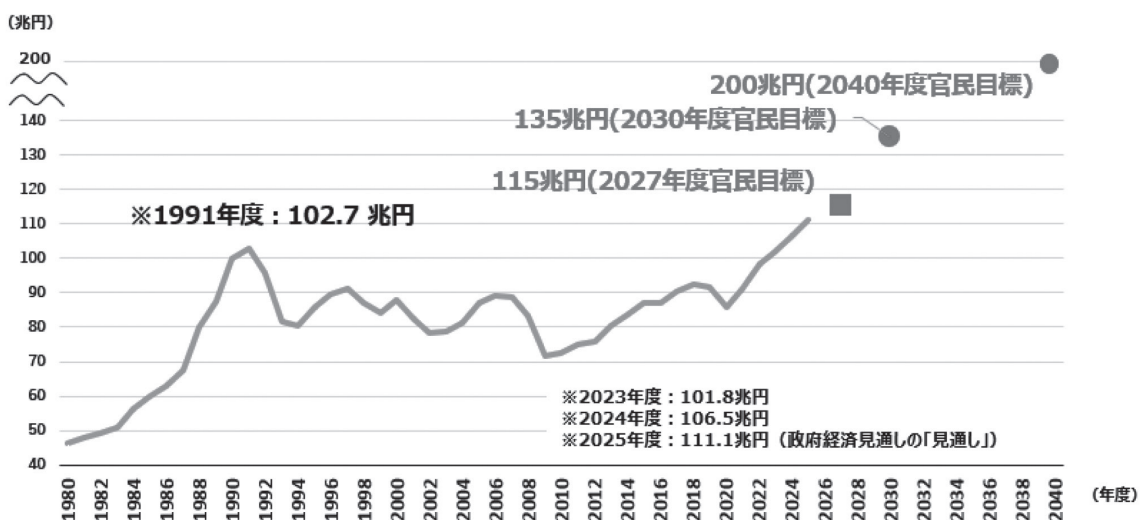
平井：国内投資意欲の高まりにより、産業用地に対するニーズは大変高いと実感しております。産業用地開発、企業誘致の好機会と見て、立地センターへの問い合わせや相談、賛助会員として入会される自治体や事業者が増えています。

佐々木：企業のマインドは2010年代以降、海外生産拠点重視の傾向から、国内生産拠点重視の方向にシフトしています。一部品目において、例えば、通信用ケーブル光ファイバ製品、半導体製造装置や航空機用発動機部品などについては、国内生産の増加が見てとれる状況にあります。

そのような中で、ご紹介の通り、産業用地に対するニーズは高まっており、業種ごとに立地選好に違いがみられるものの、本社・他の自社工場への近接性の他、人材・労働力の確保や市場への近接性といった点を重視するという声があります。加えて、自治体等が整備した工業団地への進出ニーズも一定程度存在しています。

用地整備ノウハウの普及が求められる

平井：産業用地不足はここ数年来、深刻さを増し



出所：産業構造審議会地域経済産業分科会（第26回）資料

民間企業設備投資額の推移と官民目標

ており、多くの自治体において産業用地整備が地域経済活性化のための喫緊の課題とされています。先日の産業構造審議会地域経済産業分科会においても、産業用地供給について議論されていました。用地供給側の課題として、自治体職員のノウハウ不足や産業用地に使える土地が無いといったことも指摘されています。

立地センターにおいては用地供給を促進するため、2024年度より中小機構の助成金による基金により、産業団地造成のための伴走支援や自治体等の実務者向け研修を実施するなど、全力をあげて取り組んでいるところです。なかでも、実務者研修には多くの自治体から参加していただいています。

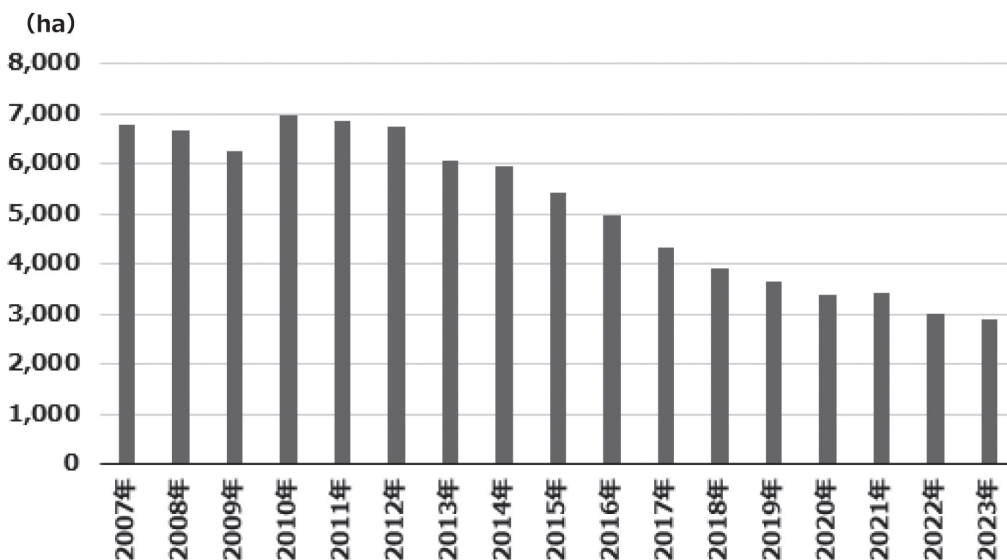
経済産業省では産業用地の整備促進のため様々な施策を展開しておられますが、全国の自治体や企業などから、用地の整備促進に関してどのような声が届いていますでしょうか。

佐々木：経済産業省が行った自治体を対象としたアンケートによれば、都道府県・政令市の約8割が5年以内に産業団地の枯渇が見込まれると回答

しており、分譲可能な産業用地の確保が喫緊の課題となっています。

分譲可能な産業用地がないという声があがる一方で、自治体単独では造成について、専門知識を持った人材の確保が困難といった声もあります。そのような声に応えるため、日本立地センターにおかれては、昨年公表した、産業用地整備ガイドブックの作成支援をはじめ、産業用地整備実務研修の開催などにご尽力を頂いており感謝申し上げます。研修会の参加者からも引き続きの開催要望を伺っているところです。

自治体からは、研修や産業用地マッチング事業による支援に加えて、産業用地造成の際の民間活力を生かした造成や資金繰り対策のような直接的に地域での産業用地造成への支援についての要望も上がってきているところです。経済産業省として、官民投資目標である2030年度に135兆円、2040年度に200兆円の達成に向けて、関係法令の改正の検討も踏まえて、産業用地整備の促進に資する制度を令和8年度概算要求・税制改正要望で要求しているところです。



(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

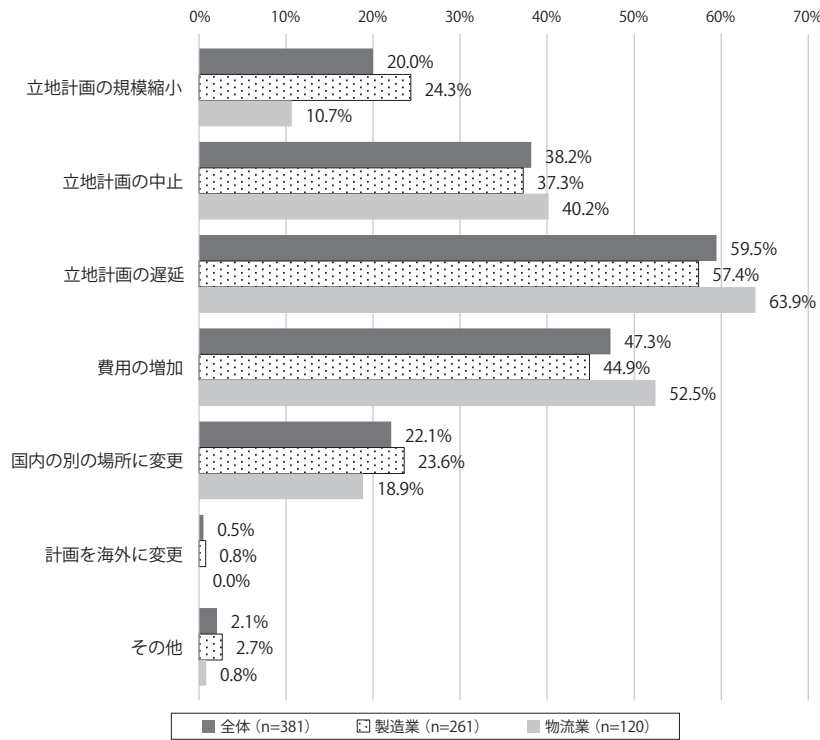
(注1) 分譲可能な産業用地面積は、「産業用地ガイド」(※)に基づく当年ごとの産業用地の分譲可能面積。

(※) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、**日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査**を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計し算出。

(注2) 経済産業省が実施した「各都道府県・政令市向けアンケート調査(2023年)(左記と同様)」において、「貴都道府県等では、現時点で、直近1年間において、貴都道府県等内における立地(新規・拡充)を検討する企業等からの問い合わせ(ニーズ)に応えられる産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)を確保できていると認識されていますか。」という質問に対して、「**どちらかと言うと確保できていない」「確保できていない」と回答した42府県を抜粋。**

出所：産業構造審議会地域経済産業分科会(第26回)資料

産業団地を確保できていないと回答した42府県の分譲可能な産業用地面積



出所：日本立地センター「2025年度新規事業所立地計画に関する動向調査結果」

用地取得に難航した際の影響

投資の受け皿づくりのため法改正も

平井：企業側では増設や拡張をする場合、既存事業拠点との近接性や従業員の通勤利便性の観点から隣接地を望む傾向があるようです。また、工場

の跡地など、電力や工業用水などのインフラが整っている物件ではすぐに新增設できる可能性があります。他方、工場を新設する場合には工場立地法などの規制により、十分な敷地面積を確保でき

<p>目的</p>	<p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。</p>
<p>対象工場</p>	<p>◆業種：製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業 ◆規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上</p>
<p>届出義務</p>	<p>生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。 (届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。)</p>
<p>準則の内容</p> <p>※市区町村は、国が定める準則に代えて、地域の実情に応じ、準則を定める条例の制定が可能。</p>	<p>The flowchart illustrates the hierarchy of standards for factory sites. On the left, '工場敷地' (Factory Site) is categorized into: 生産施設 (生産ライン、発電施設等), 環境施設 (緑地、運動場、太陽光発電等 ※周辺地域の生活環境保持に寄与), 緑地, and その他 (駐車場、事務所等). In the center, '国が定める準則' (National Standards) are listed: 生産施設面積 (敷地の30~65%以内 (業種による)), 環境施設面積 (敷地の25%以上), 緑地面積 (敷地の20%以上), and 規制なし. On the right, '地方自治体が定める準則' (Local Government Standards) are shown as: ※全国一律の基準, 環境施設面積 (国の定める範囲 (敷地の10%~35%) で条例により設定可能), and 緑地面積 (国の定める範囲 (敷地の5%~30%) で条例により設定可能). Arrows indicate the flow from the factory site components to the national standards, and then to the local government standards.</p>
<p>勧告・変更命令 罰則</p>	<p>規制（準則）に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。</p>

出所：産業構造審議会地域経済産業分科会（第26回）資料

工場立地法規制の概要



ないとの声や、工場跡地の活用に関しては合理的な土壤汚染対策の必要性も指摘されています。

一般の産業構造審議会地域経済産業分科会でも、各委員より様々なご意見があったと承知しております。現在、既存産業用地の利活用に向け、工場立地法については、全国の自治体の声を聴くためのアンケート調査を経済産業省と立地センターで行っているところですが、その結果などを踏まえ、今後、どのような政策をご検討されているのでしょうか。

佐々木：企業の投資スケジュールと産業用地の整

備のスケジュールが合わず、用地提供ができないという自治体の声も伺っています。これについては、産業用地を探している企業と産業用地を提供する自治体との間で、情報のミスマッチが生じていることも一つの要因であることから、2025年6月から日本立地センターと連携して、産業用地マッチング事業を開始したところです。

また、既存企業の増設、拡張のニーズに応えることも重要です。既存工場等との近接性による相乗効果や従業員の通勤利便性を考えれば、現在の事業拠点における拡張も一つの選択肢であり、2025年10月に行われた地域経済産業分科会における委員のご意見も踏まえながら、地域住民の生活環境への影響の最小化の前提を守りつつ、企業の増設ニーズにどのように応えられるのか、工場立地法検討小委員会でも丁寧にご議論頂きたいと考えています。

ご紹介のあった工場跡地における土壤汚染対策の必要性についても、先日行われた地域経済産業分科会において、委員の皆さんからご意見を頂いたところです。地域の実情に即した規制のあり方について、引き続き分科会、小委員会の場でご議論頂くとともに、地域に必要な産業用地が確保できるように支援していききたいと思います。

- **臨海部の大規模工場やその跡地・遊休地において、土壤汚染対策法の制度的規制、資金面（土壤汚染対策費用や建物解体費用等）の負担等を要因に、他用途への転換が円滑に進まない場合がある。**
- 現在、**環境省**において、中央環境審議会に土壤制度小委員会を設置し、**複雑化した制度・運用の合理化と地歴情報（土地利用の履歴）の適切な管理・承継の強化等**の観点から、**土壤汚染対策法の見直しに向けた検討**が進められている。
- 経済産業省は、土壤汚染対策法を所管する環境省の検討に関し、**円滑な土地の有効活用の観点等**から連携することとし、例えば、**人の健康被害が想定されにくい臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化等**を目指す。

「土壤汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性」（要約）
令和6年6月 土壤汚染対策法の施行状況に関する検討会（報告書）

- **複雑化した現行の制度・運用を合理化**し、関係者にとって分かりやすいものに転換する。
- **地歴調査の契機は拡充、試料採取等調査は健康リスクの程度に応じて対象等を合理化**。
- 管理される健康リスクの範囲は維持しつつ、**複雑化した区域指定制度等を合理化**。
- 有害物質使用特定事業場の敷地の**土地の所有者等が変更される際には、地歴調査の実施を義務づけた**上で、例えば、その結果を新しい所有者等に当事者間で**承継することを義務**とすることを検討。
- **費用負担能力が低い者も考慮した見直し後の制度の実効性の確保**。

出所）環境省「中央環境審議会水環境・土壌農業部会土壤制度小委員会（2024年9月18日開催）」資料7-1、資料7-2

出所：産業構造審議会地域経済産業分科会（第25回）資料

土壤制度小委員会における産業界の意見（要約）

- 臨海部の工業地域について
 - ✓ 住民による地下水飲用や土壌の直接摂取による健康被害の恐れが低いことから、工業専用地域を前提とする**臨海部特例区域は、従来とは別の枠組みでの管理を検討すべき**。（日本経済団体連合会）
 - ✓ **臨海工業地域等は、部外者の立入・汚染土壌の敷地外への移動・飲用井戸もなく、健康被害のおそれのリスクは小さく、土地利用のメリットは大きい**ため、**当該地域は「届出対象外」とした運用をお願いしたい**。（日本化学工業協会）
 - ✓ **臨海部に立地する製鉄所の形質変更時要届出区域は、工業専用地域で一般住民の立ち入りはなく、地下水を飲用していないことから、人健康リスク被害のおそれは極めて低い。人健康リスクに応じた適切で合理的な見直しをお願いしたい**。（日本鉄鋼連盟）

（出所）環境省「中央環境審議会水環境・土壌農業部会土壤制度小委員会（2024年11月25日開催、12月2日開催）」

地域を元気にする令和の産業クラスターとは

平井：「GX産業立地」は中長期的に重要な課題だと思います。高市総理は臨時国会での所信表明演説で産業クラスターを全国に作っていくことを表明されましたが、どのような方針で進められているのでしょうか。

佐々木：高市総理は地域へいろいろな投資を呼び込むためにも、投資と産業用地含めたインフラ整備を一体的に進めることが重要だということを所信表明されました。投資決定しても、それを受け入れるために必要なインフラやまちづくりを産業用地整備も含めてセットで進める必要があります。

11月11日に総理をヘッドとする地域未来戦略本部の設置が閣議決定されましたが、この本部では地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するため、面的に大胆な投資とそれに必要なインフラ整備の方針を検討することとしています。今後、皆様ともいろいろご相談しながら、推進したいと思っています。

平井：大変明るい未来を予感させる国家戦略ですね。どのようなスケジュールで各地域の令和クラスターをおつくりになるのですか。

佐々木：今後、地域未来戦略本部での議論が進んでいく予定ですので、そのタイミングに合わせて作業を進めて行く予定です。

中堅企業・スタートアップは重要なプレイヤー

平井：持続可能なローカル経済圏の形成のためには、地域経済を支える中堅中核企業の成長が欠かせません。データでも中堅企業の成長が地域経済



を支えていることが示されています。産業用地を整備し、企業立地が進んでもその企業に成長していただかないと、強い地域経済圏は構築できないと思います。そのために、各地方経産局単位で「中堅企業等地域円卓会議」が開催されているとお聞きしております。中堅企業支援のために、進められている政策や今後の方針をお聞かせください。

佐々木：中堅企業のマクロ経済への貢献は、国内売上や研究開発、設備投資において大変大きな貢献をさせていただいているという分析があります。今後も中堅企業が地域経済を支えていく構造をさらに強化していく必要がありますし、今は中小企業であるがこれから中堅企業になろうという層も、しっかり厚くしていく必要があると思っています。

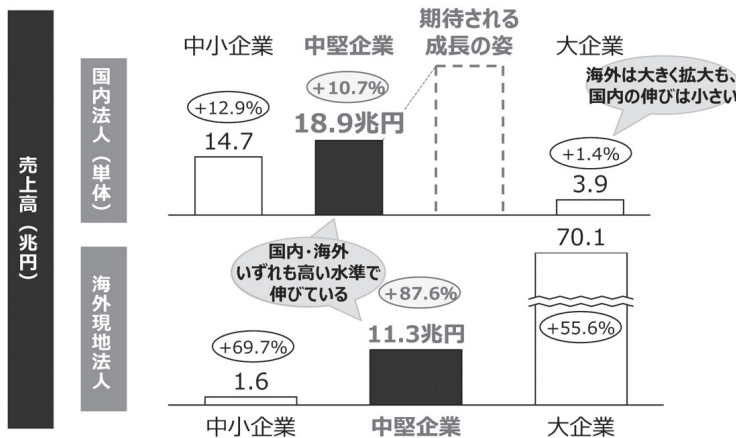
平井：中堅企業の成長支援に加え、次の中堅企業となるスタートアップ企業の支援も各地域で積極的に取り組まれています。

「スタートアップ育成5か年計画」（2022年11月発表）の効果は着実に表れているとお聞きしてお

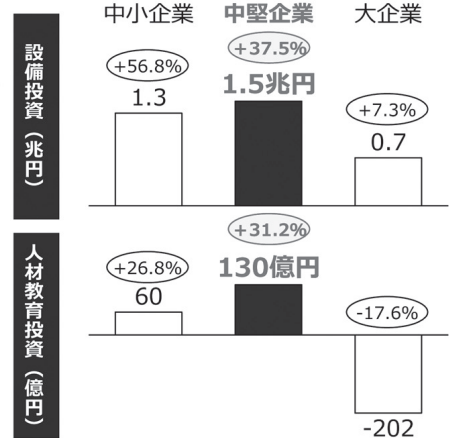
「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）における記述

従来からの地方創生施策も引き続き活用しながら、地域の生活環境を支える基幹的なサービスを産業として維持するための支援を強化していく。また、全国各地に眠る地域資源の潜在力を解き放ち、産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地域発で世界をリードする技術やビジネスを創出し、地域を超えて活躍する企業を生み出すことを通じて、自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済を作り出していくことを、「地域未来戦略」として推進する。

過去10年間にける国内・海外現地の売上高の伸び^{*1,2}



過去10年間にける国内投資の伸び^{*3}



*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）
 *2 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上、n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。
 *3 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

出所：産業構造審議会地域経済産業分科会（第25回）資料

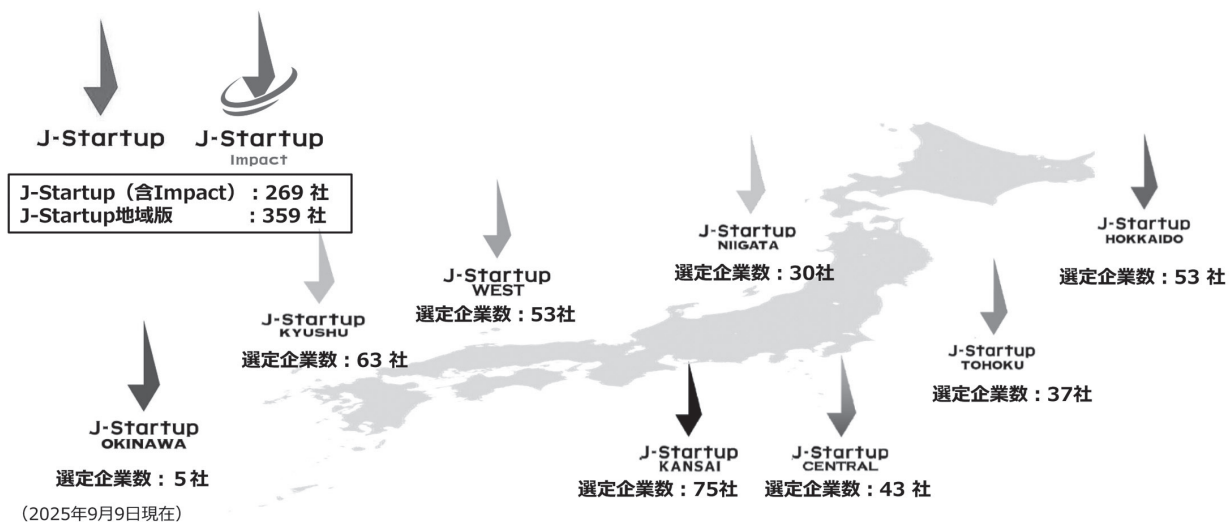
中堅企業の成長力：国内経済、国内投資等への貢献

ります。スタートアップを生むエコシステムの拡大強化に向けての取り組みをお聞かせください。
 佐々木：J-Startupプロジェクトは、最初、東京で始めましたが、各地方経産局等でも地域で頑張っているスタートアップを応援しようということでJ-Startup Localというプロジェクトを始めました。スタートアップの中でも、これから政策的に応援すべき企業をリストアップして、そこに集中投下していこうという取り組みが進んできておりますので、そういった政策を強化しながら、日本発ユニコーンを育てていくということが大事だと思っております。

新しい分野でのスタートアップ企業とも連携し

ながら、地域全体が元気になっていくような仕掛けは、ぜひ作っていきたく思っており、欠かさないプレイヤーだと認識しております。そういう企業による新陳代謝によって、経済がダイナミックに動いていく姿を描き実行することが、成長戦略になると思います。

平井：地域が元気になる政策を強力に進められるというお話を伺いました。地域も国と一緒に自分たちの「ラピダス」を育てることが令和の産業クラスターの眼目だと思います。立地センターも元気な地域を創っていくため、汗を流したいと思っております。本日は大変ありがとうございました。（文責 編集部）



J-STARTUP Localの展開状況